

かみなか 新 聞

平成22年2月号(21号)

※上津江・中津江の商工会員限定の情報誌

行事予定

日	内容
3月9日	無料税理士相談会 (商工会津江事務所)
3月12日	無料税理士相談会 (商工会津江事務所)
3月14日	ママチャリ耐久レース (上津江町オートポリス)
3月15日	所得税確定申告期限
3月31日	消費税確定申告期限

日本公庫金利情報

2月10日改正

- ◎普通貸付(返済期間に対する金利)
 - 5年以内 2.15% (前回と同じ)
 - 5年超6年以内 2.25% (前回と同じ)
 - 6年超20年以内 2.35~3.45%
- ※第三者保証なしの場合・・・+0.65%
- ◎マル経融資 1.85% (前回と同じ)

その他金利情報は日本公庫ホームページをご覧ください

<http://www.jfc.go.jp/>

◎経営情報

設備資金の当初2年間0.5%金利軽減

日本公庫で2月より期間限定で実施

二月十五日より日本公庫の設備資金を借りた場合、金利が〇.五%軽減されることになりました。

対象となるのは、普通貸付、特別貸付及びマル経融資の設備資金で、九月末までの予定。ただし、設備資金と運転資金が一本化された融資では金利軽減の措置が適用されませんのでご注意ください。

設備投資を検討されている場合は、通常より低い金利で融資を受けることができるチャンスですので、ご検討ください。

健康保険が3月分より大幅引上げ

大分は健康保険が9.38%、介護保険が1.5%に

三月分の健康保険料・介護保険料(社会保険)が大幅に引き上げられることになりました。

大分県の健康保険料は一.一%増の九.三八%、四.五%以上の方にかかる介護保険料が〇.三一%増の

◎確定申告情報

減価償却費の計算方法

過去に買った資産も耐用年数変更要注意

確定申告で行う決算整理で行う「減価償却」の計算は、ここ数年の法改正でかなりややこしくなっています。詳しくは、商工会まで。

◎基本的な計算方法

まず、減価償却の対象となるものは、十万円以上の建物・機械・車両・備品などが対象となります。これらは、一度に経費に計算することはできません。資産の種類ごとの決められた年数で経費にしていくこととなります。

◎購入時期によって違う計算方法

【平成十九年四月一日〜現在】
減価償却費 Ⅱ 購入額×償却率
※最終的には、一円になるまで償却します。

【平成十九年三月三十一日】
減価償却費 Ⅱ 購入額×〇.九×償却率
(注) 開業費や畜産などは異なります

※最終的には、五%になるまで償却し、その後、五年間で均等に計算し、最終的には一円になるまで償却します。

◎今年も耐用年数の変更要注意!

二十一年の決算では減価償却の償却率が機械を中心に大幅に変更されています。特に農業については、**農業用機械七年**、**林業用機械五年**と統合されています。

これは、新しく買った資産だけではなく、現在所有している資産の償却年数も変更する必要があります。決算の際はご確認ください。



今年度も税理士による無料税務相談会を実施します。上・中津江支所では平川税理士を迎え三月九日と十二日の二回開催します。

時間は十時からで、税務相談は無料。所得税・消費税をはじめとする税務関係でご相談を希望される方は商工会まで! (電話五四一三一六五)

◎商工会情報

無料! 税理士による税務相談会

3月9日と12日、商工会津江事務所にて

【派遣税理士】

平川喜信税理士
税理士法人平川・井上総合会計
で税理士として活躍。事務所は佐賀県鳥栖市と日田市本匠町。

※派遣税理士とは:

商工会と契約して税理士協会から派遣される税理士で各商工会で相談会などを行っています。

【確定申告のご相談はお早めに】

商工会での決算指導を希望の方は、お早めにご相談ください。なお、料金は、五千円からで、指導内容により金額が異なります。